

平成 2 8 年

全 員 協 議 会 記 録

平成 2 8 年 8 月 2 5 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 平成28年8月25日(木曜日)
午前10時20分 開会 午前11時26分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	齊 藤 克 己 議員	副議長	齊 藤 秀 雄 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	西 川 政 晴 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	吉 田 武 司 議員
7 番	村 田 富 士 子 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
9 番	猪 原 陽 輔 議員	10番	待 鳥 美 光 議員
11番	吉 田 け さ み 議員	12番	赤 松 祐 造 議員
13番	安 保 友 博 議員	14番	吉 村 豪 介 議員
15番	小 嶋 智 子 議員	16番	金 井 伸 夫 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総務部次長兼 総務課長	田 中 孝 一
総務部次長兼 収納課長	大 坂 秀 樹	秘書広報課長	松 戸 克 彦
政 策 課 長	川 辺 聡	総務課主幹	横 山 英 子
収納課長補佐	野 中 大 介		

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 事	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

和光市債権管理指針及び条例について

その他

午前10時20分 開会

○齊藤克己議長 ただいまから全員協議会を開催いたします。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

松本市長。

○松本市長 本会議のお疲れのところ、全員協議会において説明の機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日は2件の案件について皆様に説明させていただきます。

1つは、本年度は安定した財政運営の確保を目的に、市の有する公債権及び私債権の適正な徴収管理をするため、債権管理指針の策定及び債権管理に関する条例の制定準備に取り組んでまいりましたので、その概要について御報告を申し上げます。

今後条例につきましては、市民説明会、パブリックコメントを行った後、12月議会に上程する予定でございます。

もう一つは、市立中学校の配置・規模に関する基本方針の素案を取りまとめをいたしましたので、経過を踏まえ、その概要について御報告を申し上げます。

それでは、それぞれの案件につきましては、担当から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○齊藤克己議長 市長は、公務のためこれで退席いたします。

〔市長退席〕

本日の案件は、和光市債権管理指針及び条例について、その他として、和光市立中学校の配置・規模に関する基本方針についてであります。

初めに、和光市債権管理指針及び条例について、大坂総務部次長及び野中収納課長補佐から説明をお願いいたします。

初めに、大坂総務部次長。

○大坂総務部次長 おはようございます。説明いたします。

債権の管理は、自主財源の確保の観点から非常に重要なものとなっていることから、平成26年度、平成27年度に、自治体の債権管理に詳しい弁護士を講師とした債権管理研修を職員課と収納課で一緒に実施し、債権担当職員の意識向上、レベルアップを図ってまいりました。その中で税徴収担当と税以外の税外債権の担当職員の意識の違いや庁内の管理方法が統一されていないということを感じました。この債権の管理は、本来地方自治法や民法を駆使すれば、管理徴収することは可能ですけれども、法令に関する深い知識が必要となります。そこで市の債権管理について、収納課で庁内統一的に事務ができるような指針、マニュアルの作成を考えておりました。

なお、以前より市税等以外の滞納債権回収の支援に関することは、収納課の分掌事務となっておりましたが、ほとんど活用されておりませんでした。

また、今年度の施政方針で、市として全庁的に債権管理を強化していくということが求められたことから、庁内に条例検討委員会を設置して、債権管理指針の策定及び債権管理条例の制定の準備の検討を行ってまいりました。

後ほど詳しく御説明しますが、市の有する私債権、民法上の債権につきましては、地方自治法の適用がないため、消滅時効がありません。そのため閉鎖された法人ですとか、相続人がいない、亡くなられた方などの徴収できる見込みのない債権についても、市としてはずっと債権として持つというのが現状でございます。そういった債権の放棄、これは議決事件となっておりますので、議決に上げれば放棄することができるんですけども、金額にかかわらず議決事件させることは事務上、効率的でないことから、地方自治法第96条第10項で条例の定めがあれば、債権の放棄ができるという規定を活用して、債権管理を事務効率的に行うことを目的として条例のほうを検討してまいりました。

お手元に資料が1から4までございます。詳細な説明を野中課長補佐からいたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、指針及び条例等に御意見等ございましたら、9月16日までに文書で出していただければお答えできると思いますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤克己議長 続いて、野中収納課長補佐。

○野中収納課長補佐 おはようございます。

和光市債権管理指針及び和光市債権管理条例につきまして、内容と今後のスケジュールの御説明をいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料ですが、資料1が指針と条例の概要版になっていまして、資料2が指針の案、資料3が条例の案、資料4がスケジュールとなっております。

まず、指針策定と条例制定の目的でございますが、今次長からお話があったように、これまで市税及び国民健康保険税以外の債権につきましては、各債権所管課において、それぞれが管理や事務処理を行っており、管理基準や手続が統一されていない部分がございます。今後は市税と同じように、債権管理の徹底と徴収すべきものはきちんと徴収し、行うべきことを行っても、明らかに徴収不可能なもので、要件に該当する案件につきましては、適切な緩和措置をとり、滞納繰越額を圧縮していくために全庁統一的な基準として債権管理指針を定め、指針に基づく具体的な手続として条例を制定するものでございます。

それでは、まず債権管理指針に定める内容について御説明いたします。

それでは、資料2、債権管理指針案の1ページ後段、3の債権の種類をごらんください。

市の債権は、賦課・処分等の公法上の原因で発生する公債権と契約等の私法上の原因で発生する私債権の2つに大きく分類されます。このうち公債権は、市税と同様に差し押さえや滞納処分の執行停止を行うことができる強制徴収公債権と、自力執行権がなく、強制徴収等には私債権と同様に裁判所での手続が必要となる非強制徴収公債権に分かれます。

次に、2ページをごらんください。

では、具体的にどういったものがその債権の分類に当たるかというところですが、強制徴収公債権には、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、生活保護費の不正受給に係る徴収金で、平成26年7月1日以降のもの5つの債権が該当します。

強制徴収することができない非強制徴収公債権は学童保育クラブの負担金、児童手当返納金、今申し上げた強制徴収公債権以外の生活保護費の返還金などがございます。私債権としましては水道料金、土地建物の貸し付け収入などがございます。

それぞれの時効でございますが、介護保険料と後期高齢者医療保険料は2年ですが、それ以外の公債権は強制、非強制を問わず5年で、時効期間が経過いたしますと徴収権は消滅します。

私債権につきましては、民法の規定により異なりますが、水道料金になりますと2年ですが、時効期間が過ぎても時効の援用、これは債務者が債権者に対して時効の利益を受けますよということを伝えることですが、これがなければ消滅はせず、債権を放棄するか、免除しなければ永久に管理し続けなければならないということになります。

次に、3ページから5ページにつきましては、債権の区分及び時効期間ということで、各債権ごとの根拠法令などを記載しております。

なお水道料金と下水道使用料につきましては、公営企業として事業運営しておりまして、徴収も業務委託していることや私債権である水道料金と強制徴収公債権である下水道使用料と一緒に徴収していることなどから、他の債権と同様の基準に当てはめることができないため、本指針内の手続等の基準については、適用しないこととしております。

続きまして、指針6ページをごらんください。

5番の事務処理フローチャートでは、債権の発生から滞納処分、不納欠損など完結に至るまでの事務処理の流れを強制徴収公債権と8ページの非強制徴収公債権及び私債権の2つに分類して、それぞれの事務処理に関するフローチャートと各事項の説明を記載しております。各債権所管課においては、基本的にはこのフローチャートに基づいて事務処理を行うこととなります。

続きまして、指針の12ページをごらんください。

6番の基本方針では、現時点での市の債権管理に関する課題を解決し、今後の目的達成に向けた基本方針として、(1)統一された基準に基づく適正な債権管理、(2)債権の徴収強化と適切な滞納整理の推進、(3)全庁的な債権管理体制の確立と担当職員のスキルアップの3つを基本方針として定めております。

次の13ページからは、今申し上げた3つの基本方針ごとの具体的な取り組みにつきまして定めております。ここでは、特にこれまでと変わる3点につきまして御説明いたします。

まず、14ページの③滞納債権の回収についてですが、先ほど申し上げた強制徴収公債権につきましては、今後市税と同様に相談が基本となりますけれども、納付能力があるにもかかわらず、相談や納付がないような悪質なケースについては、差し押さえ等の処分を行い、公平公正

な徴収を行ってまいります。

非強制徴収公債権と私債権につきましても、法令に基づきまして支払い督促など裁判所の手続も活用しながら債権の回収に当たってまいります。

2点目に、同じく14ページの④適切な緩和措置の適用について御説明いたします。

強制徴収公債権は、市税と同様に聞き取りや金融機関調査により、明らかに納付能力がないような場合ですとか、滞納者が死亡し、相続人が全員相続放棄しているなどといった、もう明らかに徴収不可能な不良債権については、滞納処分の執行停止ができるため、滞納の整理が可能となっております。

しかしながら、非強制徴収公債権につきましては、時効完成までの5年間、私債権につきましては時効完成後も先ほど申し上げた時効の援用がなければ、永久に不良債権を管理し続けなければなりません。よって、今後円滑かつ適切に債権整理を進めるために、明らかに徴収不可能な100万円未満の案件につきましては、明確な基準を定めまして、所管課で放棄できるように条例に定めます。その際、議会への報告義務もあわせて定める予定でございます。

最後の3点目、15ページの②徴収移管債権の回収についてですが、今議会に提案されておりますが、収納課滞納整理担当が滞納債権整理担当にかわりまして、強制徴収公債権の過年度の案件ですとか、高額であったり、徴収困難な案件につきましては、収納課に各部署から徴収の移管を受けまして、収納課で滞納整理を行っていくこととなります。これによりまして、税外債権につきましては、市税と重複して滞納しているケースも多いことから、窓口対応の一本化や調査が一元化されることによりまして、効率的かつ効果的に滞納整理を進めることができるようになります。

強制徴収公債権以外につきましても、想定される件数は少ないですけれども、所管課のほうでどうしてもこれは徴収が困難であるとか、そういった依頼があれば、協議の上、移管を検討する予定でございます。

指針についての説明は以上となります。

続きまして、資料3、債権管理条例について御説明いたします。

条例には、指針に基づく具体的な手続等について定めることとなります。第1条から第4条までは目的、定義といった一般的な事項を定めておりまして、第5条から第14条において事務処理の手続に関する事項を定めております。そのうち第5条と第6条は、税外債権全てを対象としておりまして、第5条の台帳の整備では、別途施行規則を定めるのですけれども、そちらとあわせて指針で決めました台帳に必ず記載しなければいけない事項など、今後適切な債権管理に必要な台帳整備をする方法の原則を定めております。

第6条の督促では、この法令に規定があるのですけれども、督促状の発送時期、指定期限について定めております。

第7条の滞納処分等は、強制徴収公債権を対象としておりまして、市税と同様に法令に従い、徴収や緩和措置について適切な事務処理を行うことを規定しております。

第8条の強制執行等から第13条、免除までは、非強制徴収公債権と私債権を対象としておりますが、これらは地方自治法施行令に規定されているものと同じ内容を、手続をわかりやすくするために改めて条例に定める予定でございます。

第14条は、放棄なんですけれども、先ほど指針の中で御説明いたしました、非強制徴収公債権と私債権について適切かつ円滑に債権整理を進めるための市の基準といたしまして、債権額100万円未満の案件で、明らかに徴収不可能とされる判断基準に該当する不良債権については、放棄できる旨と議会への報告義務を定めることとしております。

条例の説明は以上になります。

最後に、スケジュールになりますが、今回の全員協議会で説明させていただいた後、10月7日と9日に市民向けの説明会を予定しております。これは平日夜間と日曜日を予定しております。説明会の後にパブリックコメントを行いまして、11月下旬に指針の決定、12月に条例を議会に上程させていただく予定となっております。条例及び施行規則の施行については、平成29年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。

○齊藤克己議長 以上で説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 議会への報告という形なんですけれども、これは決算書をもって報告するのか、そうではなくて別な手だてをもって放棄の関係とか、あとは時効の関係とかいろいろあると思うんですけれども、例えば実績報告書をもって報告するとか、どういう方法でそれは報告されていくんですか。

○齊藤克己議長 野中収納課長補佐。

○野中収納課長補佐 放棄をするのは、随時出て来ますので、議会への報告の形としては、その都度議会へ報告するのかというよりも、不納欠損というような内容になると思いますので、1年間で実施したものをまとめて報告するという形のほうがいいかと思っておりますので、そういう報告の形になるかと思っております。

○齊藤克己議長 吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 もう1点なんですけれども、いろいろ区別や区分があってもよく読み切れていないんですけれども、マイナンバーというのは活用されていくんですか。市税徴収とか、例えば保育料とか、水道料金、云々ありますでしょう。それはどういうふうな形で扱っていくんですか。

○齊藤克己議長 大坂総務部次長。

○大坂総務部次長 マイナンバーは、現在のところ全く関係ございません。個人を特定するものとしては、今庁内の住民基本台帳としては宛名番号というものがありますので、それが現在共通の番号になっております。ただ、債権として検討する場合は住所、氏名、生年月日、性別、

そういったことで識別は可能ですので、番号等での共通、機械的な管理というのは考えてございません。

ただ、強制徴収公債権については、調査権というのがそれぞれございますので、それぞれの担当課が1つの銀行に4回照会するのではなくて、1つの課が照会をして、結果を持っていけばそれを共有できるという、情報の共有が強制徴収公債権の担当課は可能というような考えでおりますので、債権者をより寄せるといえますか、同じ方がいるのかなという場合も出てきますので、そういった場合は法律上、税が優先してしまいますので、そういった優先関係も出てくるのかなというように考えておりますけれども、マイナンバーについては全く使用する予定はございません。

○齊藤克己議長 金井議員。

○金井伸夫議員 2点ほど質問させてもらいますけれども、ほかの自治体で条例化している自治体というのはどの程度あるのかということと、該当の債権の滞納繰越額の圧縮を図ることなんですが、滞納繰越額というのは現在どの程度あるのか、もしわかればお願いします。

○齊藤克己議長 資料は出ていますので、御自分で調べてください。

1点目について、野中収納課長補佐。

○野中収納課長補佐 県内で申し上げますと40市中、債権管理条例制定済みの市は10市になります。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 2点お聞きします。

債権管理指針及び条例について、これは策定の経緯と目的で書いているように、市政における自主財源の確保、それと確実な徴収ということなんですけれども、市民にとってこれらができることによってメリット、市民の側にとって、納税者にとってのメリットというのはどのように考えていますか。

○齊藤克己議長 野中収納課長補佐。

○野中収納課長補佐 こちらの指針と条例という形で定めさせていただいたんですけれども、基本的にこちらに載っているような内容というのは、これまでの本来の法令ですとか、条例に基づいてやるべきことを書いておまして、それを明確にするという点で、これまで市の税外債権については、市税でいいますと相談を基本としまして納付能力を確認して、適切な分割納付ですとか、あるいは明らかに納付能力がない場合には緩和措置、滞納処分の執行停止というのを行っております。それで、そういったことを税外債権につきましても行っていこうという部分が大きい点であります。払えるのに払わない人については、当然これは公平公正な徴収の観点からきちんと徴収していきますし、払えない方については、実際相談していただいて、例えばこれは税以外のこれまでやっていなかった部分について、税外債権についてそういったことをやっていくというのを明確にしておりますので、そういった方に対しては相談に来やすくなったりとかをアピールしていくことになると思います。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 もう1点は、いわゆる議会報告する部分での100万円の規定です。100万円以下についてということですが、緩和措置の適用ということで、この100万円の設定というのは、そういった基準はどのように設定しているのか。

○齊藤克己議長 大坂総務部次長。

○大坂総務部次長 それは市によって違います。大きな債権を持っている市であると、例えば500万円にしたり、和光市の場合、議決事件、議決事項の中に和解について100万円という規定がございますので、市のほうの債権も余り多くないことから、以前に決定されている100万円の和解というのに合わせて、そちらの放棄についても100万円という金額にしております。ちなみに新座市は300万円になります。

○齊藤克己議長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

以上にて質疑を終結いたします。

休憩します。（午前10時44分 休憩）

再開します。（午前10時45分 再開）

次に進みます。

和光市立中学校の配置・規模に関する基本方針について川辺政策課長から説明をお願いいたします。

川辺政策課長。

○川辺政策課長 それでは、和光市立中学校の配置・規模に関する基本方針素案について御説明をさせていただきます。

当該素案につきましては、平成28年5月31日の政策会議の決定に基づき、関係課長会議、具体的には企画部長が議長となり、政策課長、財政課長、総務課長、都市整備課長、建築課長、教育総務課長及び学校教育課長を構成員とする会議を開催して原案を作成し、8月23日の政策会議を経て策定したものでございます。

なお、課長会議につきましては、6月、7月、8月、に3回開催をしております。

素案の全文は資料編を合わせて18ページと長文になっておりますので、本日は時間の関係もあり、あわせて配付をさせていただいております、主に概要版をもとに概略を説明させていただきたいと思っております。詳しくは後ほど本編をごらんいただければと思っております。

それでは、概要版をごらんください。

全体の構成につきましては、策定の趣旨、市立中学校の配置・規模に関する現状と課題、その他の考慮事項、そして基本方針となっております。

まず、策定の趣旨についてですが、平成20年に新倉、下新倉地域への小・中学校建設に関する陳情書が市議会において全会一致で採択されたことを受けまして、設置されました和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会が市北部に中学校を新設することが望ましい旨

の答申を提出した平成21年度以降、全国的な少子・高齢化のさらなる進展、また景気後退に伴う市税収入の減少など、当市を取り巻く環境が大きく変化をしております。

そこで、市立中学校の現状等を改めて確認し、市立中学校の配置・規模に関して基本的な考え方を示すため、当該基本方針を策定したものでございます。

次に、市立中学校の配置・規模に関する現状と課題についてですが、こちらにつきましてはお手数ですが、本編の資料編をごらんください。

資料編の1ページ、資料1をごらんください。

現状としましては、市立中学校の生徒数については、平成28年度の全生徒数が1,794人となっており、これはピーク時の昭和61年度の2,581人から787名減少しております。

また、4ページの資料6をごらんください。4ページの資料6につきましては、平成21年当時の推計値、これはさきに述べました検討委員会が答申を策定する際に参考とした当時の推計資料における値ですが、平成28年度においては、当該推計値1,972人を178人下回っております。

さらに、2ページの資料3をごらんください。先ほど策定いたしました和光市人口ビジョンにおいて、和光市の年少人口は平成27年度以降減少することが見込まれていることから、市立中学校の生徒数も減少することが見込まれてございます。

概要版に戻りまして、続いて市立中学校の学級数、1学級当たりの生徒数及び通学距離についてですが、大和中学校が25学級の大規模校に該当する点を除いて、法令等が定める基準、こちらは1校当たりの学級数が12学級以上18学級以下、それから1学級の人数が40人、それから通学距離は6km以内という基準でございますが、こちらの範囲内となっております。

また、大和中学校につきましても、国の指導等が行われる31学級以上の過大規模校には該当せず、今後該当する見込みもないことから、全体としてみると市立中学校の配置・規模は適正の範囲内にあると言えると考えられております。

平成28年度の学校別の生徒数を見ますと、大和中学校が875人、第二中学校が399人、第三中学校が520人となっており、大和中学校と第二中学校の生徒数の差は400人以上となっております。当該状況は、今後も継続する見込みとなっております。

以上の現状を踏まえますと、市立中学校の配置・規模に関しては、大和中学校への生徒数の偏在により、大和中学校と第二中学校の間において、学校規模による格差が生じる可能性があるという課題が考えられます。

次に、その他の考慮事項についてですが、まず当市の財政状況は引き続き厳しい状況となっております。具体的には、当市の市税収入が平成28年度当初予算約141億円においても、平成20年度決算額が約147億円となっておりますが、それから比べて6億円程度低い数字となっております。平成27年度末の一般会計の基金残高は、平成20年度末と比較いたしますと約11億円減少しております。

また、平成28年3月に策定した和光市公共施設等総合管理計画において、やむを得ない理由がない限り公共施設の新規整備は行わず、やむを得ず新規整備を行う場合には、他の公共施設

の統廃合をあわせて実施する保有総量の抑制と、公共施設の整備に当たっては、複数の公共施設を集合させる複合化や複数の機能を持たせる多機能化を実施する複合化及び多機能化の推進の2つの原則を定めております。

最後に、基本方針についてですが、これまで述べた市立中学校の配置・規模に関する現状と課題、その他の考慮事項を踏まえ、市立中学校の規模及び市立中学校の配置について市の基本的な考え方を定めております。

まず、市立中学校の設置数については、生徒数の急増などの特別な事情が生じない限り現在の3校体制を維持するものとしております。

次に、市立中学校の規模については、法令等が定める基準、こちらは12学級以上18学級以下、1学級40人、こちらを目安とするものの通学区域の範囲や通学路の状況など、各学校によって異なる事情があることから、一律の基準は設けないこととしております。

しかしながら、大和中学校への生徒数の偏在により、大和中学校と第二中学校の間に学校規模の格差が生じる可能性があるという課題へ対応するため、通学区域の変更に向けて早急に検討を始めるものとしております。

また、市立中学校の配置については、和光市駅北側への設置に関し、今後のまちづくりによる人口動態を踏まえ、必要に応じて検討するものとしております。

以上、和光市立中学校の配置・規模に関する基本方針素案の説明は以上となります。

最後に、今後のスケジュールについて御説明を申し上げます。

8月29日から9月20日までの期間で意見募集を実施する予定となっております。9月4日の日曜日には、市役所において市民説明会を開催する予定となっております。意見募集につきましては、なるべく多くの方から御意見をいただくため、広報、ホームページによる周知に加え、市内全小・中学校の児童・生徒を通じて各御家庭にお知らせをさせていただきます。その後、意見募集等の結果を踏まえ、10月の政策会議において総合教育会議に提案する最終案を決定し、総合教育会議において基本方針が確定する予定となっております。

○齊藤克己議長 以上で説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

吉田武司議員。

○吉田武司議員 幾つか質問させていただきますけれども、新倉、下新倉地域に小・中学校の建設を要望するということで陳情があり、その後、検討委員会において必要だとなりましたけれども、そのときにとりあえず対応するのは小学校ということになっていて、小学校が開校した後に、中学校について検討していくとなっていましたけれども、その答えというか、それが今の基本方針になっているのかお伺いいたします。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 おっしゃるとおり、とりあえず小学校を建設して、その後、中学校については検討を始めますということで、ことし4月、総合教育会議におきまして、4月におかげさま

で下新倉小学校ができましたということの報告とあわせまして、今後中学校の問題がござい
ますので検討を始めたいというお話がございました。それを受けまして、中学校の建設につま
ましては、市長部局のほうで基本的な方針を定めてほしいというお話がございまして、それを受
けまして、先ほど川辺政策課長が説明したとおり、何回か会議をやりまして、今回の素案をつ
くったというような経過になっております。

○齊藤克己議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 この素案をちょっと今見たばかりで、全部目を通していないので何とも言え
ないんですけども、4番の基本方針のところ、(1)現在の3校体制を維持するものとする
ということで、新しい学校はつくらないという意味なのかなと思っています。また、(2)
喫緊に大和中学校への生徒数の格差が生じているということで、通学区域の変更となっていま
す。(3)では和光市駅北側への設置に関しては、今後のまちづくりによる人口動態を踏まえ
必要に応じて検討するとなりますけれども、これは北側の人口動態によってまだ建設するとい
うお考えがあるということによろしいのか。また、この(2)に関しては大和中学校の生徒数
を緩和するために通学区域の変更をしておくのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 繰り返しになりますけれども、平成21年当時に推計した子供の数とか、そう
いうものと今現在推計しますと傾向が変わっていますということですね。平成21年当時は、子
供たちがふえるという推計でございました。実際、現在、子供たちはそんなにふえない、減少
傾向にあるということ踏まえました。それと生徒数とか、学校の規模、通学路などを考えま
すと、現在のキャパシティで対応が当面できるのではないかという結論でございます。

ただし、大和中学校の生徒数と第二中学校の生徒数は大分差があるということで、そこら辺
の解消をしたほうがよりよい環境になるのではないかということで、当面通学区の変更で対応
していくということの指針になっているという形でございます。

それを踏まえまして、今後区画整理等も進みまして、人口等がふえたり、そういう状況が変
わった場合に検討を始めたいというような形になっております。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松佑造議員 この案を見ると、最初から何か3校体制を維持し、急場しのぎで区域を変え、
必要に応じて検討するといっても、さあ建てようと思えば駅北側の下新倉地区の土地が今度な
くなっていき、建てられなくなる。将来的に駅の北側水道道路周辺をこれから開発していけば、
かなり地区計画を変えていく。ならばそのときになって小学校・中学校を建てようと思っても
建てられなくなるんですよ。そういう学校というのは、10年、20年の計じゃなくて50年、100
年の計をもって、下新倉、新倉地区を将来よくするためにやはり中学校というのは必要と思
います。そういう面がなくて、これは急場しのぎと何かだけで書いて、これで押し切ろうとし
ているのが見えるわけです、この資料の中には。これは大きな問題になると。ずっとさきの中
では小・中学校を建てるということになっているわけですから、その議論をした上で、このデー

タでそれを消そうとしているようなデータにしか私は見えません。下新倉二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目がずっと住宅地になっていった場合に、これからの後世の人がさあ建てようと思っても建てられなくなりますよ。その辺、恐らく吉田武司議員も危惧していると思うんですね。やっ和下新倉小学校が建ったのに、やはりもう少しそこをよく考えてから、この案を私は出すべきだと思います。この案自体、私は賛成できません。その辺についてどうですか。説明会があるということでしょうけれども。

○齊藤克己議長 議員に対する意見表明です。今は説明ですから、そこら辺のところをお答えするような形ではないと思うんですよ。

赤松議員。

○赤松祐造議員 この資料自体が何か結論をつけて書いてある。そちらに誘導的な資料になっています。もっと資料というのは、潜在的なマーケティングしてつくるべきと私は思います。この資料には、ちょっと問題があります。資料に偏在がある。

○齊藤克己議長 それは個人的な御意見です。

〔「いや、この資料を見た感想です」という声あり〕

○齊藤克己議長 内山議員。

○内山恵子議員 中学校の学校の数とそれから生徒の数が今後爆発的にふえないので現状のままということになりました。確かにキャパシティ的な問題では、新しい学校の新設の必要性がないということは理解したんですが、通学の距離が6 km以内で基準を満たしている。これも基準にそうあるんでしたらわかるんですが、実際に線路から北側の地区というのは非常に起伏が激しいところで、新倉四丁目から大和中学校まで重たい大和中学校バッグを担いで歩いて登校する子供たちの負担というものはかなりのもので、第二中学校の学区、それから第三中学校の学区の子供たちとそれぞれ一番端から学校まで通う距離を見れば倍近くの差があると思うんですが、そういう子供たちへの通学の負担ということは、考慮事項に入らないんでしょうか。

○齊藤克己議長 川辺政策課長。

○川辺政策課長 今御意見をいただきました通学区域の距離の関係でございますが、こちらにつきましてはもしこの方針でいくということになりましたら、今後教育委員会のほうでなるべく通学距離が短くなるように、また生徒の負担がないように、そういう区割りを検討していくという、そういう形になると思います。

○齊藤克己議長 内山議員。

○内山恵子議員 通学距離も区割りで対応としても、実際今3つの中学校がある場所からすれば、どう区割りを考えたところで、現状から変わりが無いと思うんですけども、それに対しての問題の認識というのは、特になんかということでしょうか。

○齊藤克己議長 今回の議題については基本方針の説明ということですので、政策的な判断というのは、それはまた違うときに一般質問なりで展開していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

内山議員。

○内山恵子議員 失礼いたしました。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 おっしゃるとおりわかるんです、気持ちは。ただ、そういう感情的な思いもございますけれども、私も下新倉のほうから大和中学校へ通っております。確かに起伏はありますけれども、中学生でしたらある程度通学できる距離かなとは思っています。大変重いクラブの道具を抱えて大和中学校まで行くというのは確かに大変かもしれませんが、そこら辺はある程度の基準をクリアしているということもございますので、そこら辺をお含みいただいて御理解いただければと思います。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 先ほどの説明の中で中学校の新設については、市長部局で検討をということでしたけれども、これは教育委員会ももちろん同意した上での話なのか。それから基本方針や素案をつくるに当たって教育委員会はどの程度関与しているのか、その点について確認いたします。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 先ほど御説明申したとおり、課長会議には教育総務課長と学校教育課長がメンバーに入っておりますので、教育委員会の意向は十分反映されております。どちらかというところと教育委員会のほうの意向を尊重したというような形になっております。

○齊藤克己議長 村田議員。

○村田富士子議員 全体的な子供の数は、人口ビジョンの中で減少傾向にあるということなんですけれども、資料4で地区別人口の推移がありますけれども、今回、下新倉小学校ができたことで、周辺にやはり人口増加というのがかなり見られてきていますよね。あと今後、先ほど区画整理なんかに伴って増加があればということでありましたけれども、その辺の人口ビジョンの中での地区別の推移といたしますか、その辺の数というのは今後検討されるのでしょうか。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 推計は、あくまでもその時点を抑えた推計でございますので、社会増、自然増とございますので、大きな変化がございましたら当然推計はその時点でまたするというような形になると思います。

○齊藤克己議長 村田議員。

○村田富士子議員 中学校が6km圏内ということで和光市はすっぽり入っちゃうわけですので、どこへ行ってもという感じなんですけれども、先ほどもありましたけれども、例えば自転車を認めるとか、通学バスとかそんなようなことも今後検討課題となってくるのか、その辺ちょっと伺っておきたいと思います。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 通学の関係は、教育委員会の所管になりますので、総合教育会議で議題に上

がれば、そこで検討できるかなと思っております。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 資料の中でちょっとつけ加えてほしいのが、下新倉小学校ができたとき板橋区とかあっちの学校へ行っていた子供たちが下新倉に帰ってきているわけですね。それと同じようにデータの中に和光市から市外の学校、私立とか、そういう生徒数はこのデータの中に入っているのでしょうか。それは何人ぐらいでしょう。大和中の区域だから現在は私立の中学校に行かせているという人たちがいるかも。教育理念があるかもわかりませんが、市立以外に行っている中学生徒数というのは把握しているんですか。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 教育委員会のほうで把握していると思いますので、必要でありましたら資料として追加させていただきたいと思います。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 必要であるので追加しておいてください。

○齊藤克己議長 参考にさせていただくということでよろしく願いいたします。

川辺政策課長。

○川辺政策課長 今回の御質問にちょっと関連をしておると思うんですが、資料の2の(2)でございます。こちらが年齢とそれから市立中学校に通学している人数と。この差が全て市立中学校とは限定できませんが、このような数字を上げております。

○齊藤克己議長 菅原議員。

○菅原満議員 検討してきた流れと今後の流れだけ確認させていただきたいんですが、今回これで意見募集と説明会に入ることについて、教育委員会のほうでは議論して、委員会としてこういう流れでいきますということで確認をしているのでしょうか。その後、この決定に当たって先ほども総合教育会議という話がありましたけれども、委員会として正式にオーソライズというか、確認するというような流れについて確認をさせていただきたいんですが。

○齊藤克己議長 川辺政策課長。

○川辺政策課長 今後の流れの中でも御説明をいたしました。意見募集を行います。それで意見募集の結果、必要に応じて再度課長会議を開催する予定となっております。その中で先ほど企画部長のほうからも申し上げたんですが、教育総務課長と学校教育課長が入っておりますので、そこら辺で教育委員会とのすり合わせはできると考えております。その後10月の政策会議で市長部局、これは教育長も入っていますので、そこで決定をして、総合教育会議のほうで正式な基本方針案が確定するという予定になっています。

○齊藤克己議長 菅原議員。

○菅原満議員 そうすると、政策会議、総合教育会議を経て、その報告が委員会のほうにあるということで、委員会のほうはこういう形で中学校の建設については検討がなされましたという形になるという理解でいいのでしょうか。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 おっしゃるとおりです。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 1点ちょっと確認をしたいんですけども、今計画がどこまで行っているかというところもあるので、微妙なところではありますが、254号の和光富士見バイパスの延伸の件と関連しまして、その延伸が今後どのようなようになっていくかということと、その道路周辺のまちの整備というのが具体的な話はまだちょっとあれですけども、今後大きく変わってくるだろうと推測される中で、今回の基本方針の中でそれが考慮されているのかどうなのかということを確認させてください。

○齊藤克己議長 川辺政策課長。

○川辺政策課長 そちらにつきましては基本方針の（3）のところで、今後のまちづくりによる人口動態を踏まえるということで、こちらのほうで今議員おっしゃったような254号バイパスの延伸に伴う開発ですとか、それから北インターの区画整理等、そこら辺の人口動態がどうなっていくのかということは、十分今後注視してまいりたいと考えています。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 資料編の4ページのところでですけども、児童の見込み数と実数というところがあって、大体大和中学校と第三中学校に関しては、そこまでの差というのが余り感じられないんですけども、第二中学校に関しては平成28年度の見込み数が539人になっていて、実数は399人ですよ。この見込み数と実数はどういう計算というか、どういうので出しているのか、そこはお答えしてもらうことはできるんですか。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 大変申しわけございません。平成21年当時の推計値でございますので、当時の資料を確認しないと何でこの数字がでてきたかというのはわからないんですけども、大体コーホート法というのを使っていると思うんですね。それによってある程度の生徒数を推計したと思います。

○齊藤克己議長 川辺政策課長。

○川辺政策課長 先ほど企画部長が申したように、平成21年当時の推計の方法はわからないんですが、今現在の第二中学校の学区は主に広沢地区でございますが、これは先ほども申し上げました人口ビジョンの中では、やはりゼロ歳から14歳までの人口構成が減ってきている。具体的に申しますと、平成17年は全人口の広沢地区の32.4%がゼロ歳から14歳だったと。それが策定しました平成27年度は、これが30%まで落ちていると。やはり子供の数が減っているということだと思います。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 わかりました。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 ここに書いている案と第四次和光市総合振興計画が改定されていますけれども、その中で今資料がなくてちょっと聞けないんですけれども、それをまた改定しなきゃいけないということになるんじゃないですか。その辺は川辺政策課長どうなっていますか。第四次総合振興計画、新しく改定した中に書いている。中学校のことにに関して重要課題になっていたと思うんです。

○齊藤克己議長 川辺政策課長。

○川辺政策課長 今資料はないんですが、訂正する部分があれば、そこら辺は検討いたします。

○齊藤克己議長 今現在、資料がないので、それ以上の話はできないと思います。

村田議員。

○村田富士子議員 9月4日に市民説明会をするということでしたけれども、時間と場所と周知方法を伺います。

○齊藤克己議長 川辺政策課長。

○川辺政策課長 9月4日10時、市役所6階の603会議室でございます。周知方法としましては、先ほども御説明しましたが、広報、ホームページに加えまして市内全小・中学校の児童・生徒を通じて各御家庭に周知をしてございます。

○齊藤克己議長 菅原議員。

○菅原満議員 先ほどのやりとりで総合振興計画の関係で修正するところがあれば修正というふうな発言だったんですけれども、総合振興計画は議決案件なんで、その辺本当に先ほどの御説明でいいのかどうか、ちょっともう一度確認させてほしいんですけれども。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 現状、中学校を例えば今後5年間、10年間でつくるという計画になりましたら、やはり総合振興計画を一部修正というのが必要になってくると思うんですが、そこら辺の精査をいたしまして、おっしゃるとおり議決の案件でございますので、確認をとらせていただければと思います。

〔「いや、必要ないと言っています」という声あり〕

○齊藤克己議長 休憩します。（午前11時19分 休憩）

再開します。（午前11時21分 再開）

それでは、先ほどの答弁について川辺政策課長。

○川辺政策課長 先ほど総合振興計画の関係で御質問があったんですが、総合振興計画の関係につきましては現在手元に資料がございませんので、確認をさせていただきたいと思います。

○齊藤克己議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 質問とはずれてしまうんですが、9月4日の説明会の周知を小・中学校の児童・生徒を通じて御家庭のほうにということ、これから行われると思うんですけれども、ただいま子供たちが夏休み中ということで余り期間がないので、しっかりとした周知をお願いしたいということだけ、1点お願いいたします。

○齊藤克己議長 要望ですね。

小嶋議員。

○小嶋智子議員 はい。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 大和中学校が線路よりも南側にあって偏在していることが大きな一つの要因でもあるかと思うんですけれども、そういう意味からいって北側のほうへ移転という論議、この点は全くなかったのかどうか。そういった点の検討というのはあったのかどうか、その点だけちょっと確認させてください。

○齊藤克己議長 川辺政策課長。

○川辺政策課長 基本方針のほうにも書いてございますとおり、現在の生徒数であれば4校体制にしますと小規模校をまたつくってしまうという形になりますので、当然今おっしゃられた移転という形になりますと、どこかの中学校を持ってくる。要は1つを統廃合するという形になります。具体的には多分第二中学校ぐらいになるのかなと考えてはおるんですが、御案内のとおり今第二中学校は給食室の整備を……

〔「質問の趣旨とちょっと違う」という声あり〕

そういう議論はなかったということでございます。

○齊藤克己議長 議論はなかったということでよろしいですね。

熊谷議員。

○熊谷二郎議員 質問の趣旨とちょっと。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 大和中学校が駅の南側にあって、片一方の狭い地域に3校あるということから通学区域の広さとかいろいろな問題が出てきているので、大和中学校自身を移転させて、それに合わせながら通学区域も検討していくというような、いわゆる大和中学校を移転することについての検討は全くなかったかどうか、そういう意味です。

○齊藤克己議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 繰り返しになりますけれども、生徒数とか、距離とか、そこで移管して当面の間、現状で足りるんじゃないかということですので、そういう議論はございませんでした。

○齊藤克己議長 今回は基本方針ということで、それについての説明ということですので、先ほどの債権管理指針と今お話がありました中学校の配置・規模に関する基本方針について御意見がある場合は、9月16日までに議会事務局へ提出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

様式については、特に定めておりませんが、メールなどデータとして扱えるような形でいただければありがたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

ほかに各議員からございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の協議事項はこれにて終了いたしました。

記録については、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会いたします。

午前11時26分 閉会

議 長 齊 藤 克 己

副 議 長 齊 藤 秀 雄